

新型コロナウイルス感染症にかかる特別の追検査について

1 「特別の追検査」の対象者

- (1) 新型コロナウイルスに感染した者
- (2) 濃厚接触者に特定され、PCR検査等の結果が出ていない者
- (3) 保護者による付添いが必要な者で、保護者が(1)又は(2)に該当し、かつ、当該保護者以外の付添いが困難な場合

2 検査当日における受検者の状況による受検の可否等

	受検者の状況	受検の可否及び対応等
①	新型コロナウイルス感染症の陽性者と判定されている者	当日の受検は否 →「特別の追検査」
②	濃厚接触者に該当し、かつ、PCR等の検査の結果が陰性であることが判明していない者	当日の受検は否 →「特別の追検査」
③	濃厚接触者に該当しているが、PCR等の検査の結果が陰性であり、かつ、無症状である者	別室での受検可
④	発熱・咳等の症状がある体調不良者	
	<ol style="list-style-type: none"> a 体温が37.5℃以上の者 b 体温が37.5℃未満の者 	当日の受検は否 →「追検査」又は「特別の追検査」 「追検査」の受検を検討する。受検する場合は別室
⑤	PCR等の検査で陰性であり、かつ、インフルエンザと判定されている者	当日の受検は否 →「追検査」
⑥	新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ以外の疾病等により別室での受検を希望する者	別室で受検可
⑦	新型コロナウイルス感染症の陽性者と判定されたが、検査日等までに医師が治癒したと診断又は療養が終了した者	通常の受検可

※ 当日の受検は回避すべき者については、状況に応じて「追検査」又は「特別の追検査」の対象とし、「追検査願書」又は「特別の追検査願書」を提出する。

4 特別の追検査の期日等について

「特別の追検査」の期日については、対象者の状態に応じて決定します。

※ 「追検査」（令和5年2月21日（火））に受検が可能な状況の場合は、「追検査」で実施します。